

三重県手数料の電子収納の指定納付受託業務委託に関する仕様書

1 件名

三重県手数料の電子収納の指定納付受託業務委託

2 期間

契約期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

実務期間は、令和6年1月15日から令和9年3月31日までとする。

準備期間は、実務開始までの約6ヶ月間（令和5年12月28日まで）とする。

3 業務内容

三重県電子申請・届出システムを利用する申請者が手数料の納付を伴う手続を申請する際に、クレジットカードによりオンラインで手数料を支払うことができるよう、収納環境を整備するものであり、具体的には次のとおりである。

なお、実務は、三重県電子申請・届出システムでの手数料の支払い画面で申請者が電子納付を選択することにより開始する。

また、三重県は、本業務の受託者を地方自治法第231条の2の2の規定に基づく指定納付受託者として指定する。

(1) 収納環境の整備

- ① 三重県電子申請・届出システム（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が提供する「e-TUMO APPLY」を利用）上で利用可能な収納環境を整備すること。また、利用状況やオンラインでの支払手段の普及状況等により、必要に応じてクレジットカード以外の支払手段の追加が可能な環境とすること。
- ② 申請者ごとの納付情報が三重県電子申請・届出システムに反映され、三重県、申請者の双方が適切かつ迅速に確認できる環境とすること。
- ③ 申請者が電子納付を行うにあたり、三重県電子申請・届出システム上で提示された金額を額面どおり納付するほか、追加納付、一部返金、申請の取り下げ等による全額返金等の電子納付に係る手続が遅滞なく行える環境とすること。
- ④ 三重県電子申請・届出システムにおいて受け付けた電子納付を伴う申請データごとに最終的な収納金額を確認できるようにすること。収納金額の確認にあたっては、事務作業上の誤りを防ぐため、確認の手順やデータの整理、突合等の作業が極力発生しない方法とすること。
- ⑤ 収納環境の整備にあたっては、三重県電子申請・届出システムの受託事業者と必要な連携を取り、進めること。なお、三重県電子申請・届出システムへ電子納付の機能を付加する業務については、別途契約にて対応することから本業務の対象外とする。

(2) 受託者における決済業務の取扱い

三重県電子申請・届出システムで申請者が電子納付を選択した場合、クレジットカード

ード決済システムを利用して収納する。

なお、収納を取り扱う決済機関はクレジットカードが利用可能な決済機関とする。

(3) 収納金の振り込み

受託者は、集計締め日である毎月末日に、当月1日から末日までの三重県の収納金について集計し、翌月末日までに三重県の指定する口座に振り込むなど、定期的集計及び振り込みを行う。(振込日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。)その際の振込手数料は受託者の負担とする。なお、振込頻度は毎月1回程度とする。

(4) 収納データの提供

収納データは収納金の振込の4営業日前までに三重県に提供する。

なお、当該データと振込金額は一致させるものとする。

また、収納データは受託者から三重県に届いた時点で確定されるものとする。

収納データとして出力する情報は、三重県電子申請・届出システムから出力する申請データごと最終的な収納金額との突合確認が可能な状態のものとし、収納データに含まれる情報の調整、出力形式の事前確認について対応すること。

4 本業務にかかる取扱手数料

契約金額には、導入費用、各月基本料、従量料金、取扱手数料など、本業務に要するすべての経費を含んだものとする。

なお、契約期間中における本業務の年度ごとの取扱見込件数・収入見込み金額は、次のとおり予定している。

令和5年度(3ヶ月) 1,779件・ 6,806,097円

令和6年度(12ヶ月) 22,908件・ 87,723,024円

令和7年度(12ヶ月) 27,648件・ 105,872,616円

令和8年度(12ヶ月) 31,992件・ 122,509,740円

※件数及び金額は見込みのため、実績と異なる場合がある。

5 委託料の支払い

受託者は、毎月末日の集計に基づき、三重県に対し翌月末日までに前月分の委託料の支払いを請求し、三重県は正当な請求書を受理した日から30日以内に本業務受託者の指定する口座に振り込むものとする。その際の振込手数料は三重県が支払うものとする。

なお、委託料の請求は、三重県に対して請求月分の実績報告を行い、三重県の履行確認を受け、問題ないことを前提とする。

6 検査

(1) 県は、受託者に定期的に検査を行う場合は、原則検査日の1か月前までに書面にて検査日時、場所、検査員を通知するものとする。

(2) 県は、受託者に臨時に検査を行う場合は、事前に理由を明らかにし、書面にて検査の日時、場所、検査員を通知するものとする。

- (3) 検査の範囲は、申請手数料の収納から収納金の払込までの一連の事務とする。
- (4) 受託者は、県から収納業務に係る是正を求められたときは、誠意を持ってこれに対処し、書面によりその処理結果を県に報告するものとする。
- (5) 証拠書類は翌年度4月1日から起算して5年間保存するものとする。

7 事故発生時の対応

受託者は、本業務に当たって事故の発生を確認したときは、直ちに電話、ファクシミリ又は電子メールにて県及び関係者に報告するとともに、関係者と協力して必要な措置を講じるものとする。

8 損害賠償責任

本業務の履行において受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、受託者がその損害賠償責任を負うものとする。ただし、三重県の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

9 再委託の禁止

受託者は、三重県から本業務を第三者に委託してはならない。ただし、書面により三重県から承諾を受けた場合は、この限りでない。

10 個人情報の取扱い

受託者は、本業務を処理するために個人情報を取扱う際は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

11 契約の解除

三重県は、受託者が次の(1)又は(2)に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- (2) 三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③委託者に報告すること。

④業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行こと。

(2) 受託者が(1)の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

13 その他

この仕様書の解釈について疑義が生じたとき、若しくは仕様書に定めのない事項については、三重県と受託者で協議のうえ定めるものとする。